



® 平成30年 1 月 19 日 (金)

No. 14610 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ年32,400円
(税込み・配送料実費)本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆海外商標制度シリーズ⑯・完

オーストラリアの商標制度の概要…………… (1)

☆知的財産関連ニュース報道(中国版) …… (11)

海外商標制度シリーズ⑯・完

オーストラリアの商標制度の概要

特許業務法人RIN IP Partners

弁理士 宮城 和浩

1. はじめに

今回は、英国法系の法体系を持つオーストラリアの商標制度(主に出願から登録まで)を取り上げて、概説することとする。

2. 基本情報

【国名】

オーストラリア連邦(Commonwealth of Australia)

通称「オーストラリア」、「豪州」

【国土と人口】

オーストラリアは、北半球に位置する我が国とは反対の南半球に位置し、オーストラリア大陸本土、タスマニア島及び多数の小島から構成される。また、その国土面積は、我が国の約20倍、アラスカ州を除く米国とほぼ同じ769万2,024平方キロメートルと広

知的財産の内外権利化と権利行使

プライムワークス国際特許事務所

PRIMEWORKS IP Attorneys

【情報・電子】

弁理士 *森下 賢樹
パートナ
弁理士 *村田 雄祐
パートナ
弁理士 青木 武司
パートナ
弁理士 *真家 大樹
弁理士 菅野 茂
弁理士 山本 泰
弁理士 高田 寛人

弁理士 村上 雄一
弁理士 小澤 勝二
弁理士 吉川 太郎

【化学・材料・バイオ】

弁理士 小澤 一郎
弁理士 田中 康夫
弁理士 吉澤 大輔
弁理士 大西 啓介
弁理士 *野田 裕子

【機械・制御】

弁理士 *三木 友由
弁理士 富所 輝親夫
弁理士 月成 俊介
弁理士 吉田 浩久
弁理士 岩井 広
弁理士 中田 洋二

【通信】

弁理士 *宗田 悟志

【商標】

弁理士 長谷川 綱樹
弁理士 *木村 純平

【法務】

弁護士(顧問) 横井 康真
中国 弁理士 張 嵩
米国 特許 薩ラムーア
弁理士(顧問) クレア ツオップ
米国 特許 ジェームズ ジャッジ
弁理士(顧問)

〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西2-11-12 グリュック代官山

TEL 03-3461-3687 FAX 03-3461-3688 URL: <http://www.primeworks-ip.com/>

*付記弁理士(侵害訴訟代理権付記)

大であるが、人口は我が国の約1/5程度の2,413万人(2016年6月豪州統計局)程度に過ぎない。同国は、アングロサクソン系等の欧州系人が中心であり、その他には中東系、アジア系、先住民などの民族からなり、言語は、英語が使用されている。また、主な宗教は、キリスト教61%、無宗教22%(2011年国政調査)である。



外務省のウェブサイトより抜粋：

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/australia/index.html>

【歴史】

1770年に英国領土としての宣言が行われ、その後1901年に豪州連邦として成立した。そして、1942年に英国ウエストミンスター法が受諾された結果、英国議会から独立した立法機能を取得するに至り、1986年にオーストラリア法が制定されたことに伴い、英国司法からも完全な独立が確保された。1999年には、共和制移行の是非を問う国民投票が行われたが、立憲君主制の継続が支持され、現在に至る。

【経済状況】

オーストラリアは、多少の浮き沈みはあったものの、資源ブームにも支えられて、1991年度から25年連続して年ベースではプラスの経済成長を維持している。

また、鉱業、農林水産業などの製造業をはじめ、建設業、運輸・通信業、金融・保険などのサービス業が主な産業となっている。

因みに、2015年の名目GDPは、1兆2,239億米ドル、

実質GDP成長率は2.9%であり、オーストラリアの貿易額(2015年)は、輸出額が3,166億豪ドル、輸出入額が3,527億豪ドルである(2015年外務貿易省統計)。

なお、主な輸出品目としては、鉄鉱石15.5%、石炭11.7%、個人旅行サービス5.9%があり、また、主な輸入品目としては、個人旅行サービス7.6%、乗用車5.8%、精製油5.2%がある(2015年外務貿易省統計)。

【日本との関係】

両国は、相互に補完的な経済関係を基盤として、良好な関係を構築しており、近年では政治・安全保障の面での連携にも力を入れつつ、ともにアジア太平洋地域における米国の同盟国としての協力関係を推進しており、また、108件の姉妹都市提携(2017年1月現在)を結び、人的交流なども盛んに行われている。

オーストラリアの在留邦人は89,133人(2015年10月1日現在、海外在留邦人数統計)、在日オーストラリア人は9,674名(2016年6月末日、法務省在留外国人統計)となっている。

因みに、我が国の対オーストラリア貿易額(2016年)は、輸出額(日本⇒オーストラリア)が1兆5,532億円、輸入額(オーストラリア⇒日本)が3兆3,078億円である(日本財務省統計)。主な輸出品目としては、自動車44%、鉱物性燃料13%、衣類・家具等10%が、また、主な輸入品目としては、石油・コークス及びびれん炭32%、天然ガス及び製造ガス29%、金属鉱及びくず18%、牛肉5%が挙げられる。

3. 知的財産(商標)保護状況

【法律・条約等の加盟状況】

商標法は、1995年に制定され、2016年法律第61号にて改正され、現行法となっている。商標法規則も2016年法規第694号により改正され、適用されている。

また、パリ条約及び国際出願に関するマドリッド・プロトコルに加盟しているため、オーストラリアに直接出願することも、また、マドリッド・プロトコルを利用してオーストラリアを指定して国際出願(以下、便宜上「マドプロ出願」という。)を行うことも可能である。

なお、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定にも加盟しており、2017